

○保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用等について(例規通達)

(平成 7 年 8 月 3 日鳥交企例規第 8 号)

改正 平成 17 年鳥務例規第 6 号	平成 22 年 4 月 1 日鳥務例規第 3 号
平成 28 年 3 月 31 日鳥監察例規第 2 号	令和 2 年 3 月 18 日鳥務例規第 3 号
令和 2 年 12 月 24 日鳥務例規第 13 号	令和 4 年 9 月 30 日鳥交企例規第 4 号
令和 6 年 2 月 1 日鳥交企例規第 1 号	令和 7 年 3 月 11 日鳥務例規第 3 号

各所属長

対号 平成 3 年 6 月 29 日付け鳥交企例規第 4 号 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用等について(例規通達)

自動車の保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置については、対号により運用されているところであるが、行政手続法の施行に伴い運用上の留意事項を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は廃止する。

以下この通達において、「法」とは行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 5 年法律第 89 号)第 8 条の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)を、「令」とは行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 6 年政令第 303 号)第 5 条の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 329 号)を、「規則」とは行政手続法等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 25 号)第 6 条の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号)をいう。

記

第 1 基本方針

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置(法第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条第 2 項の規定による措置等をいう。以下同じ。)の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点的な対象とすること。

(1) 重点とする地域

道路上に駐車している自動車の存在により、道路上における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域を重点とすること。

具体的には、

- ・ 違法駐車車両を直接、間接の原因とする交通事故が多発しているような地域
- ・ 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の通行を妨げ、付近の住民に不安を与えた事案等が生じているような地域

- ・ 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地等の周辺の地域等が考えられる。

なお、重点とする地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重し、住民の共感を得るよう配意すること。

## (2) 重点とする自動車

自動車については、危険性、迷惑性、悪質性等の高いものを重点とすること。

具体的には、

- ・ 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角等に駐車して、人や他の自動車等の通行の妨害となっている自動車
- ・ トラック、ダンプカー等の車体の大きい自動車
- ・ 暴力団、暴走族等の保有する自動車のように、自主的に当該自動車の保管場所を確保するよう促すことが困難と認められる自動車

等が考えられる。

# 第2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

## 1 適用規定

自家用自動車(法第13条第2項の運送事業用自動車(以下「運送事業用自動車」という。)以外の自動車をいう。以下同じ。)で、使用の本拠の位置が法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域(以下「適用地域」という。)に在るものにあっては、法第8条から第10条までの規定による措置を一連のものとして適用すること。

## 2 通知

### (1) 警察官等の認知

警察官又は交通巡視員(以下「警察官等」という。)が、道路上の場所に駐車している自動車について、次に掲げる場合を法第8条の規定による通知の手続の対象として認知すること。

- ・ 保管場所標章が表示されていない場合
- ・ 保管場所標章に表示されている位置と異なる地域の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反(法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)となるような行為が認められる場合
- ・ 陸運支局等を表示する番号標の番号の文字が他の地域を管轄する陸運支局等のものである場合に、保管場所としての道路の使用の禁止等違反となるような行為が認められるとき。
- ・ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反(道路交通法(昭和35年法律第105号)第119条の2の4第1項第1号及び第2号並びに第3項の規定に違反する行為をいう。)となるような行為が繰り返し認められる場合

## (2) 警察署長による照会等

警察署長は、警察官等の認知に係る事案について、当該事案に係る自動車の保有者に対し、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明の申請、保管場所に係る届出等各種手続を履行するよう指導すること。

## (3) 警察署長の通知

警察署長は、(2)の照会に対し回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車について、法第8条の規定による通知の要件である「自動車について、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」に該当するものとして、鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に對し、その旨通知するものとすること。

# 3 自動車の運行供用の制限

## (1) 処分の対象

法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の処分(以下「処分」という。)を行おうとする自動車の保有者及び当該自動車については、法附則第2条第4項の規定による経過措置による法第9条第1項の規定の適用の有無を確認した上、処分の要件である「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないとき」、すなわち、

- ・ 保管場所標章を表示していない場合
- ・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合
- ・ 保管場所として確保している場所が令第1条で定める要件を備えていない場合に該当するかどうかを審査して適用すること。

## (2) 処分を行う場所

原則として、自動車の保有者に、当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させ、その場所で保有者に対して、直接、処分を行うこと。

## (3) 文書の交付等

法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章(以下「運行禁止標章」という。)のはり付けは、処分を行う日時、場所において行うこと。

## (4) 公安委員会の確認等

公安委員会の確認方法については、具体的には次のとおりとすること。

- ・ 自動車の保有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で、申告を行う場合は、保管場所標章の表示により確認すること。
- ・ それ以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書等保管場所を確保していることを疎明する書面の提示により確認すること。

- ・ いずれの場合も、確認できたと認められない場合は、保管場所の確保状況に関し保有者に対する質問、現地調査等を行うこと。

(5) 運行禁止標章の取り除き等

当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されていることを確認した公安委員会は、速やかに、当該自動車の保有者に対し、文書で確認した旨を通知しつつ、はり付けられた運行禁止標章を取り除くこと。

なお、取り除いた運行禁止標章の取扱いには注意し、公安委員会において確実に処分すること。

4 聽聞等

(1) 聽聞の事前手続

ア 聽聞の通知

(ア) 通知の方法

聴聞の通知は、聴聞通知書(平成6年国家公安委員会規則第26号別記様式6号)により、被処分者に確実に通知すること。

聴聞通知書を郵送する場合は、配達証明郵便によるものとする。

(イ) 聽聞通知書のあて先

聴聞通知書のあて先は、原則として、被処分者の住居地(自動車の保有者が法人である場合にあっては、当該法人の所在地)とすること。

(ウ) 通知しなければならない事項

聴聞通知書の様式に従って必要な項目事項を記入すること。

a 聽聞の件名

b 予定される不利益処分の内容

c 根拠となる法令の条項

d 不利益処分の原因となる事実

「自動車の保管場所が確保されていると認められない」具体的な事実を記載することとし、例えば、

- ・ 保管場所証明書に係る保管場所を確保せず、道路上の場所を保管場所としている。
- ・ 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離が2キロメートルを超えている。

等とすること。

e 聽聞の期日

聴聞の期日については、開始時間も明記すること。

f 聽聞の場所

g 聽聞に関する事務を所掌する組織

所在地欄には、被処分者の便宜のため、電話番号も記入すること。

h 聴聞の主宰者

i 聴聞の公開の有無

イ 聴聞の公示

聴聞の期日及び場所のほか、被処分者の住所及び氏名についても、公示すること。

(2) 聴聞を行わない場合

ア 被処分者が出頭しない「正当な理由」

行政手続法(平成5年法律第88号)第23条第1項に規定する「正当な理由」とは、被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる場合であるが、具体的には、

- ・ 病気
- ・ 医師が急患の治療に当たる場合等の緊急の業務
- ・ 留置、服役等
- ・ 交通機関のスト
- ・ 天変地異

等が考えられる。

なお、具体的な「正当な理由」の事実認定については、慎重に行うこと。

イ 被処分者の「所在不明」

所在不明の認定に当たっては、通常尽くすべき手段を尽くす等した上で慎重に行うことが必要であるが、「通常尽くすべき手段」とは、具体的には、

- ・ 住所地の所在調査
- ・ 住民登録及び本籍照会による確認
- ・ 勤務先等への照会

等をいう。

なお、聴聞を行わずに命令する場合に備えて、被処分者の所在発見のために講じた手段の内容、日時、結果等について記録しておくこと。

ウ 被処分者の所在判明の場合の措置

所在不明のため聴聞の通知をすることができなかつた場合で、処分決定前に所在が判明した場合は、直ちに、聴聞の通知を行い、通常の聴聞手続きによる処理を行うこと。

### 第3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

#### 1 適用地域

運送事業用自動車で、使用の本拠の位置が適用地域に在るものにあっては、法第8条及び第13条第2項の規定による措置を一連のものとして適用すること。

#### 2 通知

第2の2(1)は、運送事業用自動車について準用することとし、当該警察官等の認知に係る事案に係る運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものとして、すべて公安委員会に対し、通知すること。

### 3 監督行政庁に対する通知

運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、公安委員会は、法第8条の規定による通知を受理した場合は、法第13条第2項の規定により、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する、運送事業を監督する行政庁である地方運輸局又は沖縄総合事務局(以下「監督行政庁」という。)に対し、陸運支局又は沖縄総合事務局陸運事務所を通じて、その旨を通知すること。

### 第4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導すること。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば、法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、公安委員会に対し、その旨を上申すること。この場合において、第3の3の手続を準用する。

### 第5 報告又は資料の提出の活用

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たって、第2の2(2)の照会に対する回答、第2の3(4)の確認等の場合で、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面として、  
住民票の写し  
印鑑証明書  
電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
- ・ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面として、  
当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し  
当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課(公租)金証明書等
- ・ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図  
・ 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図  
(保管場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を明記すること。)

### 第6 運用上の留意事項

## 1 自動車の区分、適用地域及び保有時期

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置については、自家用自動車と運送事業用自動車の区分、適用地域及び保有時期により各規定の適用の仕方が異なるので、その通用に当たっては、十分留意して行うこと。

## 2 事務処理要領

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の事務処理要領は、別添のとおりとする。

## 3 主管課との連絡

警察署長は、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用について、交通部交通企画課と連絡を密にし、適正な運用に努めるものとする。

## 別添

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事務処理要領  
[別紙参照]

## 別記様式第1号

通知事案報告書  
[別紙参照]

## 別記様式第2号

自動車保管場所確保状況照会書  
[別紙参照]

## 別記様式第3号

自動車保管場所確保状況回答書  
[別紙参照]

## 別記様式第4号

通知書  
[別紙参照]

## 別記様式第5号

自動車運行供用制限事案移送通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号

[別紙参照]

別記様式第 7 号

自動車運行供用制限書

[別紙参照]

別記様式第 8 号

自動車運行供用制限処分執行報告書

[別紙参照]

別記様式第 9 号

確認通知書

[別紙参照]

別記様式第 10 号

手続終了報告書

[別紙参照]

別記様式第 11 号

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

[別紙参照]

別記様式第 12 号

運送事業用自動車通知書

[別紙参照]

別記様式第 13 号

運送事業用自動車通知事案移送書

[別紙参照]

別記様式第 14 号

運送事業用自動車通知事案上申書  
[別紙参照]

別記様式第 15 号

報告・資料提出要求書  
[別紙参照]

別記様式第 16 号

報告・資料提出回答書  
[別紙参照]

別記様式第 17 号

報告・資料提出要求依頼書  
[別紙参照]